

訓令第1号

庁 中 一 般

福生市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程を次のように定める。

平成29年2月6日

福生市長 加藤 育 男

福生市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、福生市職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いを行うことにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定の実施に当たっては、別に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定の実施に当たっては、別に定める事項に留意するものとする。

（管理職の責務）

第5条 職員のうち、福生市組織規則（昭和53年規則第1号）第4条第1項に規定する課長及びこれに相当する職以上の職にある者（以下「管理職」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

（1） 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

（2） 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

（3） 合理的配慮の必要性が確認された場合において、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 各課は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するものとする。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、電話、ファックス、電子メールその他の障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の対応内容は、総務部職員課に集約し、更に対応の必要があると認められるときは、福祉保健部障害福祉課並びに当該相談等の関係部署及び関係機関と連携し、速やかに是正措置、再発防止策等をとるものとする。

4 前項の内容については、相談者のプライバシーに配慮した上、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

(研修及び啓発)

第7条 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の研修は、新たに職員となった者に対しては障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、新たに管理職となった職員に対しては障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために実施するものとする。

3 第1項の啓発は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年2月6日から施行する。